

## 障害者「福祉から雇用」応援事業【就労継続支援A型事業所】実施要綱

### （目 的）

第1 知事は、障害者と障害のない就労困難者が共働する環境を作ること、障害者及び就労困難者の就労へのモチベーション、作業能力、社会適応力等の向上を図り、職業的自立及び社会的自立を促進することを目的に、この要綱の定めるところにより、京都府内で就労継続支援A型事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人に全部又は一部を委託して障害者「福祉から雇用」応援事業【就労継続支援A型事業所】（以下「事業」という。）を実施する。

### （定義）

第2 この要綱において、「就労困難者」とは、生活保護受給者や生活保護世帯に準じた又は同程度の生活困窮状態にある者、ひとり親家庭の親、ひきこもり、ニート等の失業者等の就労が困難である者をいう。

### （事業の内容）

第3 事業の内容は、共働推進員を配置し、障害者と障害のない就労困難者とが共働する環境を作り、障害者の一般就労への移行支援及び就労困難者への支援を行うこととする。

### （事業の委託対象者）

第4 事業は、事業の実施に当たり、次の全てに掲げる条件を満たすことができると認められる法人であって、知事が適当と認めたものに委託して実施する。

（1）事業所において、週20時間以上勤務する就労困難者等を3名以上雇用すること。

（2）事業所において、次に掲げる事業を行う共働推進員を1名以上雇用すること。

ア 障害者に対する作業能力・社会適応力等の指導並びに一般就労支援機関及び企業実習等への同行支援を行い、効果的に一般就労支援機関につなげること。

イ 就労困難者等に係る関係機関との連絡調整、勤務時間の調整等、必要な労務管理を行うこと。

ウ 事業所の事業拡大等に係る活動を行い、事業所の運営の安定化を図る業務を行うこと。

### （申請書の提出）

第5 事業を受託しようとする法人は、障害者「福祉から雇用」応援事業（A型）申請書（別紙様式1）を知事に提出しなければならない。

### （委託契約の締結等）

第6 知事は、第5による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、障害者「福祉から雇用」応援事業（A型）契約書による委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。

（委託に要する経費）

第7 知事は、共働推進員の人件費及び旅費等について、事業の委託に要する経費（以下「委託料」という。）として、受託法人に対し、上限月額400,000円（消費税含む。）を支払うものとする。

2 委託期間が1月に満たない月の委託料の額については、1月を25日とした日割計算により算定するものとする。

（委託契約の変更等）

第8 事業の委託を受けた法人（以下「受託法人」という。）は、事情により委託契約の内容を変更し、又は委託契約を解除することを希望するときは、あらかじめ障害者「福祉から雇用」応援事業（A型）変更（解除）協議書（別紙様式2）により知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定により協議を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、委託契約の内容を変更し、又は解除することができる。

3 知事は、前2項の規定にかかわらず、受託法人が次の各号に掲げる事項に該当するときは、委託契約の内容を変更し、又は解除することができる。

（1）委託契約締結後の事情の変更により、事業を遂行することが不可能となったと認められるとき。

（2）委託料を事業以外の用途に使用したとき。

（3）その他委託契約の内容又は条件に違反したとき。

（実施状況報告）

第9 受託法人は、四半期毎に障害者「福祉から雇用」応援事業（A型）実施状況報告書（別紙様式3）を、知事に提出しなければならない。

（終了報告）

第10 受託法人は、事業を終了したときは、速やかに障害者「福祉から雇用」応援事業（A型）終了報告書（別紙様式4）を、知事に提出しなければならない。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。